

貯金事業からのお知らせ

退職される方の解約手続きについて

● 該当者

組合員資格喪失または任意継続組合員となる貯金加入者。

なお、他の共済組合への転出に伴い、当組合の組合員資格を喪失する方も含みます。

● 手続きについて

「貯金払戻（解約）請求書」を所属所の締め切り日までに共済事務担当課へご提出ください。

なお、請求書は必ず届出の印鑑を使用してください。印鑑が相違している場合は解約できませんので、不明の際は
はお早めに共済事務担当課へお申し出くださるようお願いいたします。

また、非課税貯蓄適用の方は請求書と併せて「非課税貯蓄廃止申告書」の提出が必要となりますので、該当する
場合は共済事務担当課にご連絡ください。

● 送金について

3月における解約金は、平成30年3月29日（木）に送金します。

資格喪失日以降は、利息の計算はされませんので、速やかな手続きをお願いします。

貯金現在残高通知書について

決算月における貯金額をお知らせする「貯金現在残高通知書」は、年2回作成し配付しております。

平成30年3月末日の貯金額は、平成30年4月中旬から下旬に通知する予定です。

なお、この通知書は原則再発行いたしませんので、大切に保管くださるようお願いいたします。

■ 払戻及び解約金 送金日

区分	1回目	2回目
4月	13日（金）	26日（木）
5月	15日（火）	30日（水）
6月	15日（金）	28日（木）

- ・解約金は2回目に送金します。
- ・「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- ・払戻限度額は前月末の残高となりますので、請求書を提出する際は、送金額が限度額を超えていないことをご確認ください。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係
☎028 - 615 - 7805